


ねんきん





「年金」と聞いてまず頭に浮かぶのは、老後に受け取れるお金ですが、それは「老齢年金」のことです。公的年金には、ほかにも若い世代が受け取れる2種類の年金が含まれています。病気やけがで重い障害を負った場合に支払われる「障害年金」と、亡くなった後に配偶者や子どもが受け取る「遺族年金」です。老齢年金と同様に、障害、遺族年金とも、全国民に共通の「基礎年金」と、会社員や公務員が上乗せで加入する「厚生年金」の2階建てにな

若い世代も受け取れる年金は？

◆障害年金と遺族年金

障害年金	対象者	年間の おおよその金額
 厚生	障害 1～3級	賃金と加入 期間による
 基礎	障害 1,2級	1級:97万円 2級:78万円 ※子どもの数 で増額

遺族年金	対象者	年間の おおよその金額
 厚生	妻、子ども、 55歳以上の夫ら	賃金と加入 期間による
 基礎	子どもがいる 配偶者ら	配偶者と子1人 なら100万円

ついています。障害基礎年金は、国の基準で障害等級1、2級に認定されると支払われます。1級は年約97万円、2級は同78万円です。子どもの数に応じて増額されます。20歳前から障害

のある人も、所得が一定以下であれば受け取れます。

障害厚生年金は、1～3級の障害と認定された人が対象です。1、2級の人は基礎年金に上乗せでもらえます。金額は賃金や加入期間に応じて決まります。

「障害年金」と「遺族年金」

ら年約100万円。子どもの数により増額されます。

遺族厚生年金は、子どものいない妻ももらえますが、30歳未満なら5年間限定。55歳未満の夫はもらえません。子どもや孫、父母らも一定の条件を満たせば対象になります。金額は賃金や加入期間によって違います。

遺族年金は、亡くなった人に生計を維持されたい、年収850万円未満であることが受け取れる条件です。遺族基礎年金は、子どもがいる配偶者または子どもに払われます。配偶者と子ども1人なら年約100万円。子ども

障害、遺族年金とも、「払うべき期間の3分の2以上、保険料を払っていた」「直近1年間に未納がない」のいずれかを満たす必要があります。万が一のことが起きてから納めようとしても認められません。収入が足りず、保険料を払えない人は、近くの年金事務所などに相談し、保険料の免除や猶予の手続きをしましょう。免除や猶予は未納とは違い、いざという時、障害、遺族基礎年金を受け取ることができません。